

北海道教育推進会議委員からのご意見

施策の推進状況の点検・評価に当たっては、教育に関し知見を有する 15 名の委員で構成する「北海道教育推進会議」から次のようなご意見をいただきました。

【全体】

- いろいろな取組があるが、なぜその取組がなされているのかがわかるように書き方を工夫した方がよい。
- 道からの補助などを受けず、市町村が独自に類似の事業を行っている場合もあるので、そういった取組も含めて評価を行うべきではないか。
- 道教委の取組は、学校や教員に向けられたものが中心となるが、子ども達にどのような力を育みたいかということが伝わる記載を検討してほしい。
- 多数の参考指標が示されているが、施策の推進状況を示す上で何が必要なのか、整理してはどうか。

【学力】

- 学力向上については、全国学力・学習状況調査の結果だけにとらわれず、知・徳・体をバランスよく育む中で、総合的に施策を進めていることを伝えるべきである。

【コミュニケーション能力】

- グローバル化が進行する社会では、コミュニケーション能力が一層重要になってくるが、現実には、あいさつのできない新卒者も見られる。コミュニケーション能力は教育活動全体を通じて育むものなのだろうが、どんなところに重点を置くのかを明確に示すべきである。
- コミュニケーションにおいては、聞く力が一番重要である。聞くことは相手の存在を認めるということでもある。聞く力を重視した教育を望む。

【特別支援教育】

- 障がいをもった子どもたちの自立は重要な課題であり、将来の自立につながるこ

ろまで専門性を高めることが必要である。また、卒業後の支援継続や保護者への情報提供も充実させるべきである。

【国際理解教育】

- 異なる文化や外国を知ることは次代を担う子ども達には必要不可欠であり、語学力もそのツールとして大切である。「英語を使って交流できた」という体験は世界に目を向ける大きなきっかけとなる。
- イングリッシュキャンプは大きな成果を上げていると思うが、異文化理解は積み重ねが大事である。毎日の授業で継続的に行われてこそ、いろいろなことを学んでいけるものと思う。

【情報教育】

- ネット依存への対応や子ども達の発達段階を踏まえた情報機器の与え方について啓発を進めてほしい。
- 実物投影機やパソコンの整備について記載してあるが、プロジェクタやスクリーンなどの周辺機器を含めて導入しなければ授業改善には結びつきにくいいため、市町村に対し、積極的な働きかけが必要である。

【キャリア教育】

- インターンシップの受入企業の確保に当たっては、保護者やPTAを大いに活用してほしい。

【産業教育】

- 産業教育は、専門的な知識・技能にとどまらず、学習を通じて地域への理解、学ぶことの意義や楽しさ、さらには将来の希望を学ぶことができるものなので、職業科の生徒だけではなく、多くの子ども達が体験出来る取組はできないか。産業教育を「子どもたちが将来、北海道で生きていくことができる」ということにつなげていくことが大切である。

【読書活動】

- 道立図書館の学校図書館に対する指導・助言は、学校の意識を変えたり、ボランティアを活用した図書館環境の改善を進める上で有効である。

- 思いやりや豊かな情操を育むために読書活動は重要であり、全道一斉読書活動の日を設けるなど、子どもの読書活動を一層推進する取組を進めてほしい。

【生徒指導・教育相談】

- 保護者、子ども、教員の間で、いじめのとらえ方に違いがあるように感じる。教員も保護者も共通理解をもって対応にあたる必要がある。
- いじめの多くは学校の教室の中で起きており、よりよい人間関係を築く力の育成や安らぎのある学校づくりをこれまで以上に推進する必要がある。
- いじめを起こさない学校を作っていくためにも、教員数を増やすなど、教員が子どもとしっかり向き合える環境を整備していくことが大切である。
- 有害情報対策については、近年、ネットパトロールの対象とならないスカイプやラインなどのサービスを利用したトラブルなども新たに発生していることを踏まえ、必要な対応を検討すべきである。

【体力・運動能力】

- 最近は屋外でもゲーム機で遊ぶなど、外遊びの仕方を知らない子どもが多いことから、外遊びの場所を確保するだけでは体力向上に結びつけることが難しい。
- 体力は、運動や外遊びなど日常的な経験を通じて育まれるものであることから、子どもの生活全般と関連付けて検討すべきである。

【食育】

- 食育については、子ども自身への働きかけや、関心の低い親への啓発が重要。早寝早起き朝ごはん運動は大事だが、関心の低い層を巻き込めるよう、運動の展開方法も見直すべきである。
- 食育のための様々な先進的な取組が道内外で行われている。そうした先進事例や、食料がどのように生産され、どう流通して自分たちに届くのかということも含めた食そのものに対する理解を促す内容を盛り込んだ資料を作成してはいかかがか。
- すべての市町村に栄養教諭を配置するとともに、研修等を通じて専門性を高めるべきである。

【安全教育】

- 防災リテラシーの向上のために、「北海道シェイクアウト」は有効な手段である。

【施設・設備】

- 予算の確保が困難であるならば、限られた財源の中で何ができるかを考えるべきではないか。

【教職員の資質・能力】

- 広域人事については、教職員の全道的な適正配置の推進、全道的な教育水準の向上を図る上で重要な取組である。

【管理職のリーダーシップ】

- 校長のリーダーシップが現場でどのように発揮され、指揮命令系統がどこまで確立しているのか。そこがしっかりしていないと、様々な施策が効果を発揮しない。

【家庭の教育力】

- 家庭の教育力の向上については、生活リズムチェックシートや様々なプログラムが活用されるよう、教育行政、学校現場、PTAがしっかり連携して進めてほしい。

北海道教育推進会議委員

(任期：平成23年11月10日 ～ 平成25年11月9日)

(五十音順 敬称略)

氏 名	所 属・職 業 等	備 考
池 田 光 司	池田食品株式会社代表取締役	
宇佐見 正 光	富良野市教育委員会教育長	
小 内 透	北海道大学大学院教育学研究院教授 (教育社会学)	
川 向 康 文	江別市立野幌中学校長	
蔵 本 康 彦	札幌市立山鼻小学校長	～H25. 4. 2
榊 原 綾 子	北海道高等学校PTA連合会顧問	
辻 勇	芽室町農業協同組合代表理事組合長	
中 井 千 尋	交洋不動産株式会社代表取締役会長	
中 田 美知子	株式会社エフエム北海道常務取締役	
中 村 泰 江	臨床心理士	
中 谷 通 恵	特定非営利活動法人お助けネット代表 (子育て支援)	
中 易 まさき	札幌市立東札幌小学校長	H25. 4. 3～
檜 山 透	(公募委員)	
兵 頭 利 彦	厚真町教育委員会教育長	
前 田 賢 次	北海道教育大学札幌校准教授 (学校教育)	
森 野 志 保	別海町教育委員会生涯学習課主任	

北海道教育推進会議設置要綱

(平成17年4月20日教育委員会決定)

(平成18年3月31日一部改正)

(平成19年5月31日教育委員会決定)

(設置)

第1条 今後の北海道における教育推進上の理念や方向性等について検討し、もって本道教育の推進に資するため、北海道教育委員会（以下「委員会」という。）に北海道教育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、北海道における教育推進上の諸課題について、委員会の諮問に応じて調査審議し、又は意見を述べることができる。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、教育関係者及び学識経験者等のうちから、委員会が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、委員長が招集し、及び主宰する。

2 推進会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ、会議に関係職員の出席を求め、所管事項の説明をさせることができる。

(専門部会)

第6条 推進会議に専門の事項を調査し、及び検討させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置及び調査検討事項は、委員長が会議に諮って定める。

3 専門部会は、委員長が指定する委員及び必要に応じ委員会が委嘱する専門委員をもって構成する。

4 専門部会は、委員長から付託された事項を調査し、及び検討し、その結果を推進会議に報告する。

(部会長及び副部会長)

第7条 専門部会に部会長及び副部会長を置き、専門部会に所属する委員及び専門委員が互選する。

2 部会長は、専門部会を代表し、専門部会の議事その他の事務を処理する。

3 専門部会の会議は、部会長が招集し、及び主宰する。

4 部会長は、必要に応じ、専門部会の会議に関係職員の出席を求め、所管事項の説明をさせることができる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、専門部会が第6条第4項に規定する報告を行い、その事務を終了したときは、解嘱されるものとする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、総務政策局教育政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 推進会議の最初の会議（改選時を含む。）は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

平成20年5月20日
教育委員会規則第20号

(趣旨)

第1条 この教育委員会規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づく北海道教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(以下「事務の点検及び評価」という。)を実施することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、道民への説明責任を果たすため、その実施に関する基本的事項を定めるものとする。

(事務の点検及び評価等)

第2条 教育委員会は、毎年、事務の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により報告書を作成したときは、議会にこれを提出するとともに、公表するものとする。

(学識経験を有する者の知見の活用)

第3条 教育委員会は、事務の点検及び評価を行うに当たっては、その客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するものとする。

2 前項の教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する方法は、別に定める。

(実施方針)

第4条 教育長は、事務の点検及び評価の計画的かつ着実な推進を図るため、事務の点検及び評価に関する実施方針を定めなければならない。

2 実施方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 事務の点検及び評価の実施に関する基本的な方針
- (2) 事務の点検及び評価の対象に関する事項
- (3) 事務の点検及び評価の視点に関する事項
- (4) 事務の点検及び評価の時点に関する事項
- (5) 事務の点検及び評価の方法に関する事項
- (6) 事務の点検及び評価の結果の事務への反映に関する事項
- (7) 事務の点検及び評価に関する情報の公表に関する事項
- (8) 事務の点検及び評価の充実のために必要な措置に関する事項
- (9) その他事務の点検及び評価の実施に関し必要な事項

(補則)

第5条 この教育委員会規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

北海道教育委員会の事務の点検及び評価に関する実施方針

(平成21年5月19日教育長決定)

1 趣旨

北海道教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する教育委員会規則（平成20年北海道教育委員会規則第20号）第4条の規定に基づき、この実施方針を定める。

2 基本的な方針

社会経済情勢の変化や道民のニーズに適切に対応し、教育委員会が策定した計画の着実な推進を図るため、事務の点検及び評価を行い、今後の施策展開の基本的な考え方や方向性などを明らかにするとともに、その結果を公表し道民に対する説明責任を果たすものとする。

3 事務の点検及び評価の対象

(1) 教育委員会の活動状況

- ア 教育行政に関わる規則・計画の策定の状況
- イ 市町村、関係団体等に対する指導・助言・援助の状況
- ウ 道民に対する情報提供の状況

(2) 北海道教育推進計画（以下「推進計画」という。）に掲げる「施策項目」

(3) 上記（1）及び（2）のほか、教育委員会が実施する事務全般とする。

4 事務の点検及び評価の視点

- (1) 教育委員会の活動状況の現状と課題、今後の取組方向
- (2) 推進計画に掲げた「施策の対応方向」の推進状況
- (3) 主な事業の実施状況

5 事務の点検及び評価の時点

前年度に実施した事務について評価を行うものとする。

6 事務の点検及び評価の実施方法

- (1) 各課長及び参事は、点検・評価を行うために必要な調書（以下「評価調書」という。）を作成し、総務政策局教育政策課長に提出するものとする。
- (2) 事務の点検及び評価を行うにあたっては、その客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴くものとする。
- (3) 教育長は、各課長及び参事が作成した評価調書をもとに、事務の点検及び評価の結果に関する報告書案を作成し、教育委員会の会議に付議するものとする。

7 事務の点検及び評価の結果の反映

事務の点検及び評価の結果については、重点施策の展開、予算編成、組織機構改正、事務事業の見直し等の事務改善など、教育行政のあらゆる分野に反映させるものとする。

8 事務の点検及び評価に関する情報の公表

事務の点検及び評価に関する情報については、北海道教育委員会のホームページへの掲載及び教育委員会情報コーナーで閲覧に供するなど、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるものとする。

9 事務の点検及び評価の充実

事務の点検及び評価の充実のため、他の教育委員会における実施事例の調査など、事務の点検及び評価の向上に努めるとともに、事務の点検及び評価に関する研修の機会の確保など職員の資質の向上に努めるものとする。

10 その他

その他事務の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に総務政策局長が定める。